



司法制度改革推進本部 知的財産訴訟検討会

平成14年12月24日

日本弁理士会



1. 侵害訴訟における無効の判断と 無効審判の関係等について

〔現状を踏まえた
意見 / 提案〕

(1) 特許等が無効か否かの対世効を有する判断は無効審判が担当し、特許権等の侵害にあたるか否かの問題は訴訟が担当するという、現行制度の原則を維持し、そのうえで、侵害訴訟における特許等の無効の抗弁を認め、それにあたっては、抗弁をする者の意向を踏まえて、裁判所が特許等の無効の判断をすることを明らかにすべきである。

1) 特許等が無効か否かの対世効を有する判断は、基本的に特許法等の規定に基づいた判断であり、特許法等が特別法の範疇に属するものであってみれば、特許法等に直接的に関わる業務に日常的に携わっている特許庁審判官による判断は欠かせない。

2) 侵害訴訟における特許等の無効の抗弁は、訴訟の迅速かつ合理的解決の観点からこれを認め、抗弁をする者が、同時に特許等が無効か否かについての対世効を有する判断を求めないのであれば、裁判所が特許等の無効の判断をすべきであり、対世効を有する判断を求めないのであれば、無効審判の結果を待つべきである。

(2) 上記(1)のためには以下の事柄が必要である。

1) 無効原因を含んだ特許等の産出の回避に更なる尽力をするとともに、無効審判における審理の一層の充実と更なる迅速化とを図ること。(例えば、無効審判において、当事者の求めに応じ、無効か否かの判断が定まった時点で、その後の事務処理の完了を待つことなく、当事者に結論と主たる理由とを事前連絡することも考慮に値すると思われる。)

2) 裁判所による特許等が無効か否かの判断には、裁判所調査官さらには予定されている専門委員が、専門的立場から十分に関与できるようにすること。

3) 侵害訴訟において特許等の無効の抗弁がなされた場合、裁判所が特許等が無効か否かの判断を自らするか無効審判の結果を待つかを速やかに決めることができるようにすべく、そのための具体的方策を確立すること。(例えば、無効の抗弁をした場合における、無効審判請求についての時期的制限を設けることも考慮に値すると思われる。)

(3) 将来に互って上記(1)を継続すべきか否かについては、社会情勢、審判制度の成り行き、知的財産分野を専門とする裁判官の状況等に鑑みての慎重な検討が要される。

2. 専門家が裁判官をサポートするための 訴訟手続への新たな参加制度について

[意見 /
提案]

(1) 裁判所調査官について

1) 先ず、裁判所調査官の事件への関与の実態の透明化が図られるべきである。

訴訟当事者にとって、裁判所調査官は、裁判所法第57条第2項に規定された者以上でなく、各事件へ関与の実態は見えない。即ち、裁判所調査官は、裁判官の判断に要される 調査及び参考意見の具申を行う補助機関であって、裁判所調査官の意見が証拠資料になることはないという認識に止まる。

2) 裁判所調査官の果たす役割を、少なくとも、裁判官による特許等が無効か否かの判断には、専門的立場から十分に関与できるように拡大し、そのことを明らかにすべきである。

(2) 専門委員について

1) 専門委員の活用

改正民事訴訟法により導入される予定の「専門委員」を、知的財産訴訟の特殊性に鑑み、その知見が一層活用される制度を構築すべきである。

全件関与： 知的財産権事件は専門性が高いので、民訴法の例外として、原則として全ての事件に専門委員をつけることが必要である。専門委員を関与させることについての当事者の同意は不要とすべきである。知的財産権事件は専門性が高く、全件に専門委員をつけることにより裁判の評価が高まる。一見簡単に見える発明であっても、明細書の正確な解釈のためには専門的な技術的バックボーンが必要とされる。

証拠調べ・和解への原則関与： 知的財産権事件においては、論点及び証拠の整理に加えて、証拠調べ期日及び和解を試みる際に、原則として専門委員を立ち合わせる事、専門委員の証人、当事者本人又は鑑定人に対する発問を原則として許可するようにすべきである。専門委員の知識は、証拠調べ及び和解においても発揮されるべきであり、また専門委員の発問が認められることにより審理の公正が担保される。

2) 専門委員の身分

「非常勤の裁判所職員」としての身分が好ましい。

事件ごとに適した専門委員を関与させるためには、広く適任者を募る必要がある。

弁理士を含む専門家が通常業務を継続しつつ職務を行うためには、「非常勤の裁判所職員」という身分が望まれる。

3. 侵害行為の立証の容易化のための 方策について

〔意見 / 提案〕

(1) 秘匿特権

証拠収集の強化の前提として、弁理士 / 弁護士と依頼者との間で取り交わされた文書その他の情報に対する秘匿特権が認められなければならない。

弁理士 / 弁護士が作成する依頼者の用に供する文書もしくは電子データ、及び、弁理士 / 弁護士と依頼者との間で交わされる意思伝達をあらわす文書もしくは電子データは、作成時にあっては、外部の者に開示することを予定していないものである。こうした文書もしくは電子データが、その所有者である依頼者の意思に反して開示が強制されることは、依頼者にとって不測の事態を招き依頼者が著しい不利益を受ける虞があると同時に、弁理士 / 弁護士の業務に支障をきたすことになる。弁理士 / 弁護士 - 依頼者間情報の開示免除の問題は、現行民事訴訟法第220条の規定だけでは対応が充分でなく、その解決には新たな明文規定が必要である。

(2) 訴えの提起前における証拠収集手続

被予告通知人が秘密保持を望む情報・証拠については、裁判所がより深く関与し、予告通知人に直接渡らないようにする方策を講じることにより、その開示を促進する必要がある。

民事訴訟法改正要綱(案)によれば、営業秘密は原則として照会対象から除外されている。しかし、営業秘密自体が訴訟物となる知的財産権事件において、営業秘密であるとの被予告通知人の自己申告により開示対象から外されるならば、訴え提起前の照会制度は画餅に帰する。営業秘密であるとの回答を受けた予告通知人は、営業秘密であるかどうかの判断を裁判所のインカメラに求めることのできる制度の構築が必要である。

4. 専属管轄化に伴う問題

[意見 / 提案]

(1) 移送

第一審裁判所においては、移送及び法廷の移動等を柔軟に行うべきである。

(2) 支援措置

移送が認められない事件において、地方在住の中小・零細企業が当事者であって訴訟額が低額の場合など、不当な不利益を被るおそれのある者に対する支援措置についても検討すべきである。

専属管轄化により裁判の利用の便が悪化することが避けられない。専門家による迅速な裁判も重要な要請ではあるが、「裁判を受ける権利」の公平もないがしろにされてはならない。広範に「移送」を許容するほか、裁判を受ける権利の公平を確保するための施策が必要である。



5. 税関における特許権等の侵害物品の 輸入差止めのための制度の構築 〔意見 / 提案〕

(1) 税関における特許権等の侵害物品の輸入差止めを実効あるものとなすための制度（司法機関あるいは米国国際貿易委員会（ITC）のような準司法機関の関与等）を構築すべきである。